

移動支援事業の委託に係る事業開始届について

江戸川区障害者移動支援事業に係る委託契約をされた場合、移動支援事業の事業開始届を東京都に提出しなければなりません。

事業開始届については、障害者総合支援法上、移動支援事業を開始する際に都道府県に提出するよう規定されているものです。

なお、東京都の担当部署は下記のとおりですので、都内事業所の方で事業開始届の提出がまだされていない場合は、東京都の担当までお問い合わせの上、手続きされるようお願いいたします。

届出の内容に変更が生じた場合は、その旨も届出が必要となりますので、下記担当部署にお問い合わせください。

【東京都の担当部署】
東京都福祉保健局障害者施策推進部
自立生活支援課地域生活支援係
： 0 3 - 5 3 2 0 - 4 1 4 6

【書式のダウンロード】

<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspTop.php>

下記の順番に開いていってください。

東京都福祉保健局（HP）

障害者

東京都

障害者サービス情報

書式ライブラリー

11 事業開始届（特定相談支援事業・障害児相談支援事業・地域活動支援センター・**移動支援事業**）